

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
ねんきん特別便が来て、初めて申立期間が未納であることに気がついた。

国民年金保険料の支払は夫が行っていたため、詳しくはわからないが、何か月かに一度役場の人が集金に来ていた。

所持している国民年金手帳の昭和37年度印紙検認記録欄には検認印は押されていないが、昭和38年度4月から11月に押されている検認印が社会保険事務所（当時）のものであり、それと同じ印が37年度の検認台紙を切り取った時の割印に使われているため、この時同時に払ったはずである。1年空けて納付することは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付をしていたとする申立人の夫は既に死亡しており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況が不明確であり、その夫も申立期間に係る国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人とその夫は、昭和38年4月から同年11月までの国民年金保険料を同年12月24日に納付した直後の39年1月1日に国民年金を資格喪失しているが、他の公的年金制度に加入した形跡は無く、以降長期間にわたり公的年金に未加入であった上、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から56年3月まで

私が厚生年金保険の資格を喪失した昭和49年12月ごろに、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、年金手帳を渡してくれた。

申立期間の保険料は、妻の分と一緒にA町役場の窓口で納付していた。

国民年金の加入手続を行った母親も亡くなり、保険料を納めた資料も持っていないが、一緒に納めていた妻はその期間の国民年金保険料を納付していた記録があるため、自分が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月25日に払い出されていることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は自身の国民年金の加入手続には関与しておらず、加入手続を行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立人の加入状況は不明である。

さらに、申立期間は77か月と長期間である上、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。